

南海トラフ地震防災規程（例）

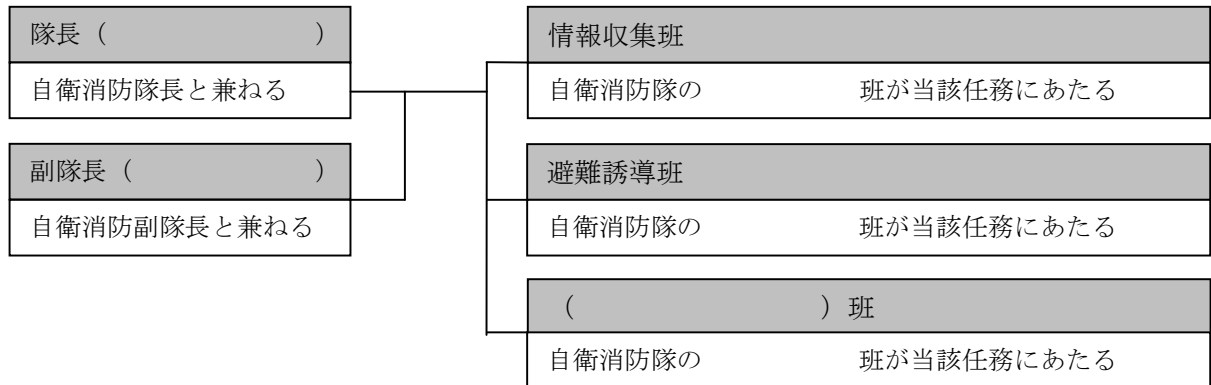
1 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、「津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項」（以下「地震防災対策等」という。）について、人命の安全及び被害の軽減を図ること。

2 避難場所を次のように指定する（①、②のうち両方又はいずれかを選択）

① 津波浸水想定区域外にある下記の場所を避難先とする。 ()
② 建物内の安全性が確認できる場合は、建物（原則として、耐震安全性【1981年施行：新耐震設計基準】が確認されているRC・SRC構造）の3階以上に留まる。 ※ 津波浸水想定区域外への避難に相当な時間を要する場合又は避難者集中に伴う雑踏事故等の二次被害が予想される場合等に選択可。

3 地震防災対策等に係る組織（以下「地震防災隊」という。）を次のように定める



※必要に応じて班を追加する

4 隊長等の権限を次のとおり定める

- ① 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - ・ 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - ・ 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - ・ 従業員を（ ）に集合させ避難させること。
 - ・ 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- ② 隊長は、南海トラフ地震に係る教育及び訓練を定期に実施する。
- ③ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

5 不測の事態が発生した場合は次による

- ① 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、本規程に基づく活動が困難又は適当でないと判断した時は、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- ② 各班長は、本規程に基づく活動が困難又は適当でないと判断した時は、隊長に状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

6 情報収集班による情報収集及びその伝達方法は次のとおりとする

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて情報収集を実施し、随時、隊長に報告する。
- ② あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定める。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段確保に配慮する。
- ③ 従業員及び顧客に対する地震防災対策等に関する指示又は情報伝達は、次のように行う。
 - ・ 非常放送設備、館内一斉放送又は拡声器を使用し全館に伝達する。この際津波到達までの時間を明確に伝達する等、パニック防止に配慮する。
 - ・ 各階情報班は拡声器を用い情報伝達、指示を行う。
- ④ 従業員又は顧客等に伝えるべき内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ・ 避難場所及び避難方法
 - ・ 地震の規模等
 - ・ 津波に関する情報
 - ・ 地震防災隊への指示
 - ・ パニック防止
 - ・ ()
- ⑤ 強い揺れ又は弱い揺れであってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報収集にあたる。

7 避難誘導班による避難誘導等は次のように行う

- ① 当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出を行う。
- ② 建物内の避難経路の確保及び安全確認を行う。
- ③ 避難の開始は、隊長の指示に基づき行う。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮する。
- ④ 建物内の避難は階段を使用し、エレベーターは使用しない。
- ⑤ 避難誘導の際は、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指示し、パニック防止に努める。
- ⑥ 顧客等への避難誘導が完了したときは、直ちに隊長に報告する。
- ⑦ 避難誘導に必要な資機材は次のとおりとし、()に保管する。
 - ・ 避難経路図
 - ・ 拡声器
 - ・ 懐中電灯
 - ・ 非常用食料
 - ・ ヘルメット
 - ・ 救急措置用品
 - ・ ()

8 地震防災対策等に関する教育・広報を次のように行う

- ① 防災規程の内容は、従業員に対する研修等で徹底する。特に新入社員、派遣社員、パートタイマー等については採用時等に研修を実施する。
- ② 教育の内容は、次のとおりとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・ 地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
 - ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ③ 地域の避難場所及び避難経路等については、事前に顧客などに対して広報するよう努める。

9 地震防災対策等に関する訓練を次のように行う

- ① 下記訓練を年1回以上行うものとする。
 - ・ 情報収集、伝達に関する訓練
 - ・ 津波からの避難に関する訓練
 - ・ その他前各号を統合した総合防災訓練
- ② 地方公共団体、関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
- ③ 訓練実施予定日は、消防訓練実施日とする。

10 備考

--

※ 各項目の内容については、二重線で削除、空欄に加筆するなど修正し、活用してください。